



2025年11月7日

各 位

会 社 名

代表者名

問合せ先

札幌臨床検査センター株式会社

代表取締役社長 伊達 忠應

(コード番号: 9776 東証スタンダード市場)

経理部長 黒島 康徳

(T E L : 011 - 613 - 3210)

### 株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更、 並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、下記のとおり、2026年1月13日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会において、株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更について付議すること、並びに本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該取締役会決議は、上記の一連の手続を経て、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。上記手続の過程において、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場（以下、「スタンダード市場」といいます。）及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下、「札幌証券取引所」といいます。）本則市場（以下、「本則市場」といいます。）における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年1月13日から2026年2月15日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年2月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をスタンダード市場及び本則市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願ひいたします。

記

#### I. 株式併合について

##### 1. 株式併合の目的及び理由

###### (1) 株式併合の概要

今般当社は、当社の株主を、当社の大株主である伊達アセットマネージメント合同会社（以下、「伊達AM」といいます。）及び株式会社エスアールエル（以下、「S R L」とい、伊達AM及びS R Lを総称して「残存株主ら」といいます。）のみとし、当社株式を非公開化するための手続として株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施し、その後、当社の株主を伊達AMのみにすることを企図して、S R Lの保有株式の全てについて当社が自己株式取得（以下、「本自己株式取得」とい、本株式併合及び本自己株式取得を総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施する予定です。なお、当社の代表取締役社長である伊達忠應氏は、本非公開化手続後も継続して当社の経営にあたることを予定しております。

本株式併合により、当社の株主は残存株主らのみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様の保有する株式の数は、全て1株未満の端数となる予定です。本株式併合により生ずる1株未満の端数については、会社法（2005年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年2月17日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された残存株主ら以外の株主の皆様が保有する当社株式の数（以下、「基準

株式数」といいます。)に1,965円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。詳しくは、下記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」をご参照ください。

なお、伊達AM、伊達忠一氏及び伊達忠應氏(以下、総称して「創業家」といいます。)によれば、創業家は、合計で当社株式1,374,720株(所有割合(注1):44.07%)を所有しているところ、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案に賛同する予定であるとのことです。また、創業家によれば、株式会社北洋銀行及び株式会社北海道銀行(以下、総称して「賛同株主ら」といいます。)は、合計で当社株式226,400株(所有割合:7.26%)を所有しているところ、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案に賛同する意向を示しているとのことです。また、創業家によれば、本非公開化手続を通じて実施予定である、SRLが所有する当社株式の買取りにおける取得価格については、本日時点において未定であり、SRLとの間で引き続き協議中とのことですですが、本株式併合に係る端数処理により株主に交付される金銭の額(以下、「本件端数処理交付見込額」といいます。)を基準に算出される価格を上回る価格とすることはなく、税務メリット分を控除した価格(注2)を基礎として協議することです。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2025年11月7日付で公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期) 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数(4,216,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(1,096,262株)を除いた株式数(3,119,738株)に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

(注2) 創業家によれば、本自己株式取得の取得価格は、(i)法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるSRLが本自己株式取得に応じた場合の税引後手取額として計算される金額が、(ii)SRLが本株式併合に係る端数処理により本件端数処理交付見込額が交付された場合の税引後手取額として計算される金額と同等となるような価格を想定しているとのことです。

以下、残存株主らに関する記載については、創業家から受けた説明に基づいております。

## (2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針

### ① 本株式併合の背景等

当社は、1965年9月に北海道札幌市中央区にて創業し、臨床検査を行う会社として事業を開始しました。その後北海道各地に営業範囲を拡大し、検査能力の拡充を図りつつ、1994年には調剤薬局事業に進出し、以降半世紀以上にわたり北海道の地域医療インフラを支える中核企業として発展してきました。

また、当社は1996年に社団法人日本証券業協会に当社株式を店頭登録した後、2004年にジャスダック証券取引所に当社株式を上場しました。そして、各証券取引所の統合に伴い、2010年に大阪証券取引所JASDAQに上場、また札幌証券取引所に株式を重複上場し、2013年には更なる証券取引所の統合に伴い東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場し、その後、2022年の東京証券取引所の市場再編を経てスタンダード市場に上場しております。

現在、当社の企業集団(以下、「当社グループ」と言います。)は、当社及び当社の連結子会社4社(株式会社帯広臨床検査センター、アクテック株式会社、株式会社札幌ミライラボラトリー及び株式会社札幌メディ・キャリー)により構成され、当社、株式会社帯広臨床検査センター及び株式会社札幌ミライラボラトリーが主に病院等の診療に必要な臨床検査の受託事業を行っており、当社傘下のノルデン薬局及びウェルネス薬局が調剤薬局事業を開拓しています。また、アクテック株式会社においては医療機器、理化学機器、福祉用具といった医療機器販売・保守事業を行っております。さらに、株式会社札幌メディ・キャリーにおいては臨床検査受託事業における検体集荷・物流に関する事業を行っております。

臨床検査事業については、当社グループは、1965年の札幌市での創業以来、北海道における主要な臨床検査センターとしてその地盤を築きました。1973年には小型汎用コンピュータシステム

テムによる検査総合システムの導入や病理組織検査の開始など北海道における臨床検査の近代化を先導し、その後も、1989年には染色体検査、1994年には遺伝子解析検査、2001年には食品衛生環境検査を開始するなど検査体制の拡充も図りました。同時に1994年の株式会社道南臨床検査センターの吸収合併を皮切りに、1996年には株式会社帯広臨床検査センター、2002年には株式会社北海道ラジオアイソトープセンター、2009年にはアクテック株式会社を買収するなど積極的に検査能力及び地域地盤の強化を図り、2018年にはSRLと共同事業展開を目的とした資本業務提携を締結し、2021年には検体検査や集荷・物流を担う合弁会社2社を創業しました。当社グループは臨床検査情報システムの自社開発も行っており、臨床検査総合システム「SCAN」は高精度の計測制御や分析制御を可能とし、病院内総合システムとのデータ連携や24時間照会機能など高い信頼性を誇っております。このように、当社グループは受託臨床検査業界の草分け的存在として北海道に地盤を築き、臨床検査事業の売上高は直近10年においても約1.5倍に拡大しました。一方、わが国においては医療費抑制政策による診療報酬のマイナス改定が続いており、今後も長期的なトレンドとして継続する見込みにあります。このような事業環境の中、2020年以降、新型コロナウィルス感染症流行の影響によるPCR検査受託件数の大幅増加によって当社グループは売上高を大きく伸長させましたが、足元市場は当該感染症の鎮静化や保険点数の大幅削減により、調整局面に入っています。また、既存顧客との取引深耕、新規取引先の開拓といった企業努力により、売上は引き続き拡大傾向にありますが、臨床検査業界内では大型設備投資による生産性向上やコスト効率化を迫られており、同業他社との提携や事業統合といった業界再編の動きもみられています。今後も診療報酬抑制による検査単価の下落、ウクライナ情勢や米国関税問題といった国際的な地政学リスクによる資源価格の高騰、インフレや人手不足による人件費の高騰といったリスク要因により、臨床検査事業については厳しい事業環境が見通されます。

調剤薬局事業については、政府が推進した医薬分業の進展を受け、当社は1994年に第一号店を北海道旭川市に開局し、調剤薬局市場に参入いたしました。以来、当社は道内において新規出店による事業拡大を進め、同時に、調剤支援システム「Pharma II plus」（注1）や調剤過誤防止システムの導入等、調剤業務の効率化、安全性の高度化にかかる投資も進められました。このようにして、当社の薬局事業は2000年には20店舗にまで増え、2025年3月末時点では49店舗を有する道内の主要調剤薬局チェーンとしての地盤を築きました。

（注1）診療報酬の請求等を基本機能とした、保険調剤薬局総合システムを意味します。

しかし、診療報酬や薬価のマイナス改定が続き、政府の医療費抑制策により技術料も縮小するなか、他社調剤薬局や調剤併設ドラッグストアとの競争の激化、薬剤師不足といった問題も顕在化しております。加えて、政府が推進する地域包括ケアシステムでは薬局に対して、在宅医療や「かかりつけ薬局」機能、DX推進体制の整備が求められており、かかる体制を整えるためのインフラ投資、薬剤師の確保と教育が急務と認識しております。

かかる状況下、当社グループの2025年3月期の連結業績は、売上高が20,131百万円（前期比2.3%増）、営業利益が706百万円（前期比32.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が464百万円（前期比22.1%増）となり、増収増益となりました。調剤薬局事業は度重なる薬価改定や診療報酬改定の逆風下において、2024年3月期に業務効率化を目的とする3店舗を閉鎖、一方、同期及び2025年3月期に開局した2店舗により売上高11,339百万円（前期比+2.5%）と増収を達成し、セグメント利益も742百万円（前期比+1.2%）と微増ながら増益を確保しております。しかしながら、臨床検査事業の利益率は依然低く、調剤薬局事業も薬価引き下げの影響で収益環境が厳しい状況が続いております。

2026年3月期中間期の連結業績については、売上高10,238百万円（前期比2.4%増）、営業利益379百万円（前期比12.4%増）、親会社株主に帰属する中間純利益250百万円（前期比12.8%増）となりました。医療業界におきましては、医療費抑制政策等の社会的要請を背景に、引き続き後発医薬品の使用拡大及びセルフメディケーションに対する取組み強化等の対応が求められるとともに、毎年行われる薬価改定の影響もあり、更なる経営努力が求められる厳しい事業環境となっております。

## ② 創業家による本株式併合の提案の経緯・目的

創業家は、上記のような事業環境のなか、当社グループが北海道に根ざす地域企業として、「ウェルネスな社会づくりのために総合ヘルスケア・サービスを提供」を起点とする企業理念のもと、更なる成長を遂げ、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、非公開化のうえ、抜本的改革に取り組むことが急務であると考えているとのことです。具体的には、以下のような施策を実施することが必要と考えているとのことです。

(i) 臨床検査体制の強化、DX推進による生産性の向上

上記のとおり、医療費抑制政策等により検査項目の単価は抑制傾向にあるため、創業家としては、臨床検査市場では高付加価値検査へのシフトと検査工程の一層の効率化が求められていると考えているとのことです。また、創業家としては、当社グループが業界内において競争力を維持するためには、検査の生産性や精度を向上し、また医療機関の更なる要求に応えるべく業務プロセスの高度なIT化、自動化が不可欠と考えているとのことです。具体的には、検査業務工程全体を見直し、先端的な自動分析装置や検体搬送システム、臨床検査情報システム等を導入することで、検査受付から報告までの全工程をシームレスに繋げ、処理能力と検査精度の底上げを図ることです。特に大量検体を迅速かつ正確に処理できる自動ライン化を推進し、検査全体の生産性を高めるとともに、検査品質の一層の安定化とコスト効率の合理化を図り、将来的な検査需要の変動や新規検査項目への対応力を強化することです。

これらの投資により、生産性向上と顧客利便性向上を同時に実現し、臨床検査の高度化を見据えた競争力確保を図り、既存顧客との取引拡大及び新規顧客の獲得を目指すとのことです。また、2016年より進めてきた札幌医科大学との共同研究をはじめ、道内医療機関との積極的な連携強化により、高付加価値医療情報サービスの提供を目指すとのことです。

(ii) 調剤薬局各店舗への投資及び店舗数の拡大

創業家としては、政府の医療費抑制策が進む一方で、地域包括ケアシステムの推進や「かかりつけ薬局」機能の強化、医療DXの推進など、調剤薬局には新たな役割と体制整備が求められていると考えているとのことです。特に直近の令和6年度診療報酬改定では、地域医療への貢献が重視され、地域支援体制加算の算定要件が厳格化されるなど、地域密着の体制強化が求められているとともに、医療DX推進体制整備加算が新設され、電子処方箋への対応などデジタル基盤の整備を行う薬局に対する評価が新たに設けられており、こうした政策環境の変化に対応するためにも、調剤薬局各店舗への積極的な投資を進める予定とのことです。この調剤薬局各店舗への投資によって各店舗の業務能力を底上げし、処方箋枚数や各種加算の算定率を上げることで調剤報酬の增收に繋げ、ひいては当社グループの収益基盤強化と競争力向上を達成することです。

そのために夜間対応や在宅医療支援体制の構築、無菌調剤設備の導入、待合環境の改善など、政府の定める施設基準を満たす店舗づくりを推進することです。例えば、高齢化が進む地域では医療を担う調剤薬局の役割が益々重要となるため、地域医療の一翼を担う基幹店舗の設置、在宅専門の薬剤師の配置、及び薬剤の配送体制の構築も想定しているとのことです。

加えて、全店舗でオンライン資格確認や電子薬歴管理、電子カルテ情報共有サービス等のデジタル基盤を整備し、医療DXを推進し、調剤業務の効率化と患者利便性向上を目指すとのことです。また、新卒及び中途薬剤師の計画的な採用・育成を進め、地域医療を支える人員体制を強化することです。具体的には、オンラインや大学等での採用活動も拡充し、在宅医療や地域連携に精通した薬剤師を増やしていくことで「かかりつけ薬剤師」として患者一人ひとりに継続的に寄り添える体制を充実させる予定とのことです。また、研修制度の拡充や専門資格の取得支援を通じて、高度な薬学管理や健康サポートが提供できる人材育成にも注力することです。

また、事業規模の拡大と経営効率の向上を図るために、調剤薬局の店舗数拡大を積極的に推進することです。店舗数の増加による仕入れと物流の効率化、人員の適正配置などスケールメリットを活かした経営合理化を行うとのことです。店舗数を拡大させるにあたっては、新規出店の加速とM&Aの双方を活用することです。当社グループはこれまで道内を中心に地域密着の展開を行って参りましたが、人口動態や医療提供体制等を踏まえ、調剤需要が高まる未出店地域への出店や高い調剤需要が見込める医療モール等への出店を計画することです。これらには当社グループが有するクリニック開業支援及び賃貸不動産経営の知見が活用で

きるを考えているとのことです。また、M&Aによる店舗取得も柔軟に実施していく、優良な薬局店舗を当社グループに迎え入れることで、深い経験を有する薬剤師や既存の医療機関連携を取り込む予定とのことです。こうしたM&A戦略により、当社グループの事業規模の拡大と経営の効率化を更に推し進めることです。

創業家によれば、上記の各施策はいずれも多額の初期投資や継続的な投資を要することから、短期的には当社グループの収益及びキャッシュ・フローが悪化することを想定しているとのことです。そのため、当社グループの業績悪化リスクを株主の皆様に負担させることにも繋がり、当社が上場を維持したまま各施策を推進することには限界があると考えているとのことです。

加えて、当社株式の上場以降、当社グループは知名度の向上による優れた人材の確保、社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してきたものの、こうした知名度や社会的な信用力の向上等については株式の上場以外の方法によっても実現可能であること、現在の財務状況等から、当面は借入による資金調達によって必要資金を賄い、エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込んでいないこと、当社株式の上場を維持するために必要なコスト（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する人的負担、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する金銭的負担、及びガバナンス関連コスト）を踏まえると、今後も継続して当社株式の上場を維持することの意義を見出しそうな状況にあると考えているとのことです。

以上のような検討を経て、創業家は、当社グループが上記施策を実施するにあたっては、当社株式を非公開化することが、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避しつつ、中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を果敢に実践するために最も適切な手段であるという結論に至り、2025年8月下旬、当社に本株式併合の実施に向けた協議・交渉の申し入れを行ったとのことです。

### ③ 当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由

当社は、上記「②創業家による本株式併合の提案の経緯・目的」に記載のとおり、2025年8月下旬に創業家から本株式併合の実施に向けた上記協議・交渉の申し入れを受け、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式併合においては、提案者である創業家が合計で当社株式 1,374,720 株（所有割合：44.07%）を所有する当社の大株主であり、その構造上、当社の取締役会と当社の一般株主との間で利益相反の問題が生じる可能性があることから、本株式併合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、当社、当社の大株主である創業家及びS R Lから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を 2025 年 8 月下旬に選任しました。

その後、当社は、本株式併合の実現可能性等についてTMI 総合法律事務所を含めて協議・検討を進め、本株式併合を実施することについて本格的な検討を開始することとしました。なお、当社は、公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する手法については、(i) 本株式併合を決議する株主総会における決議要件の充足見込みについて、創業家及び賛同株主らが当社の総議決権の 51.33%を保有しており、当社の直近 3 期の各定期株主総会の議案ごとの議決権行使比率は概ね 77%程度で推移しているため、本株式併合を決議する株主総会における議決権行使比率も同程度であれば、創業家及び賛同株主ら、加えて、その他、持株会等の当社関係者や当社と良好な関係にある取引先及び取引先金融機関が賛成の議決権行使を行うことにより、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案について議決権行使する株主の 3 分の 2 以上の賛成が見込まれることから、本株式併合を実施するために公開買付けを前置する必要は必ずしもなく、(ii) また、仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、一般株主に分配可能な金額が公開買付けを前置せずに株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるところ、公開買付けを前置しない場合にはこれらが不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非

公開化が可能となると見込まれること、(iii)一般株主の皆様が本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に不満があるとして本株式併合に反対する場合には、法令上、一定の要件の下で株式買取請求権が認められており、一般株主の皆様は公正な株式買取価格の決定を求めて裁判所に申立てを行うことができること等、一般株主の皆様の利益保護に資する制度が設けられていること等から、不合理とはいえないとの考えに至り、上記の本格的な検討を開始したものです。

そして、当社は、創業家及びS RLから独立した立場で当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本株式併合の提案に係る検討、交渉及び判断するための体制を整備いたしました。具体的には、当社取締役会は、2025年8月25日に、当社の社外監査役から構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会自ら創業家及びその他の取引関係者と協議・交渉する権限を付与するとともに、本株式併合に関する決定を行うに際して本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式併合について妥当でないと判断した場合には、本株式併合を行う旨の意思決定を行わないことを決議いたしました（本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における特別委員会の設置」をご参照ください。）。また、本特別委員会は、過去の同種の公表案件における実績を踏まえ、その独立性及び専門性を検討した上で、当社、創業家及びS RLから独立した本特別委員会の第三者算定機関として株式会社ストリーム（以下、「ストリーム」といいます。）を2025年8月下旬に選任しております。なお、当社としては、本特別委員会自ら創業家及びその他の取引関係者と協議・交渉する権限を本特別委員会に付与しており、本特別委員会において本件端数処理交付見込額を含む本株式併合の取引条件等に関する協議・交渉することを予定していたこと、当社においては本特別委員会がストリームから取得した株式価値算定結果等を踏まえて最終的な判断を行うことを予定していたことから、当社において別途第三者算定機関を選任することとはしておりません。

その上で、本特別委員会は、2025年10月7日に、創業家から、本件端数処理交付見込額を1株当たり1,700円とする旨の提案を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025年10月8日に、創業家に対して、当該提案に係る本件端数処理交付見込額は当社株式の本源的価値に照らして十分な価格とは評価し難い水準にあるとして、本件端数処理交付見込額の引上げを要請しました。その後、本特別委員会は、2025年10月14日に、創業家から、本件端数処理交付見込額を1株当たり1,850円とする提案を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025年10月15日に、創業家に対して、当該提案に係る本件端数処理交付見込額は、本特別委員会が選定した第三者算定機関による試算を踏まえると、十分な価格とはいまだ評価し難いとして、本件端数処理交付見込額の引上げを要請しました。その後、本特別委員会は、2025年10月20日に、創業家から、本件端数処理交付見込額を1株当たり1,950円とする提案を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025年10月22日に、創業家に対して、今般の非公開化による当社事業の更なる成長可能性を踏まえた当社の一般株主の利益の最大化という観点から、本件端数処理交付見込額の引上げを要請しました。その後、本特別委員会は、2025年10月28日に、創業家から、本件端数処理交付見込額を1株当たり1,960円とする提案を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025年10月29日に、創業家に対して、当社の一般株主の利益の最大化という観点から、本件端数処理交付見込額の更なる引上げを行う余地がないか、検討を要請しました。その後、本特別委員会は、2025年10月31日に、創業家から、本件端数処理交付見込額を1株当たり1,965円とする最終提案を受領しました。これを受け、本特別委員会は、当該最終提案を応諾し、創業家との間で、本件端数処理交付見込額を1株当たり1,965円とすることで合意に至りました。

その後、本特別委員会は、当社に対して、2025年11月7日付で答申書（以下、「本答申書」といいます。）を提出しました（本答申書の内容は別添のとおりです。）。その上で、当社は、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から受けた法的助言、並びに本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関であるストリームから本特別委員会に提出された株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申

書の内容を最大限に尊重しながら、本株式併合により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本件端数処理交付見込額その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社取締役会は、以下の点等を踏まえ、本株式併合により当社の株主を残存株主のみとし、当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

- ・当社の主力である臨床検査事業・調剤薬局事業においては、診療報酬改定や様々な国際的・地政学リスク要因、競争環境の激化により、臨床検査事業、調剤薬局事業いずれにおいても厳しい事業環境が続いていること。
- ・このような経営環境を踏まえると、創業家が掲げる施策である臨床検査事業・調剤薬局事業の臨床検査体制の強化、DX推進による生産性の向上並びに調剤薬局各店舗への投資及び店舗数の拡大といった施策は、当社の収益性を向上させる観点から有効であり、積極的に推進していくべきものといえること。
- ・一方で、当社の収益性を向上させる観点からはこれらの各施策を早急に実施することが有効であるものの、短期的かつ集中的にこれらの各施策を実施することとなれば、当該施策による業績悪化リスクを当社株主に負担させることに繋がりかねないため、当社株式を非公開化することで迅速かつ果敢に意思決定できる経営体制を構築することが有用といえること。
- ・また、当社株式の非公開化を行った場合には、上場維持コストを削減することもでき、経営資源の更なる有効活用を図ることも可能になると考えられること。
- ・なお、一般に、株式の非公開化を行った場合には、株式市場からの資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、当社グループの現在の財務状況等からは、エクイティ・ファイナンスの活用による株式市場からの資金調達の必要性は見込まれない上、当社がこれまでに培ってきた知名度や信用力に鑑みれば、非公開化により当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼすこととは考えにくいと考えられること。

また、当社取締役会は、以下の点等を踏まえ、本件端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断いたしました。

- ・本件端数処理交付見込額である1,965円は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2)算定に関する事項」に記載されているストリームによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法の算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF法による算定結果のレンジの中央値を上回っていること。
- ・本件端数処理交付見込額である1,965円は、本株式併合の公表日の前営業日である2025年11月6日のスタンダード市場における当社株式の終値1,130円に対して73.89%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアムの計算において同じです。）、2025年11月6日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,148円（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して71.17%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,108円に対して77.35%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,064円に対して84.68%のプレミアムが加算されており、過去約7年（2018年11月30日以降）に実施された類似取引事例（公開買付けを前置しない現金対価での株式併合事例）におけるプレミアム分析によれば、類似取引事例のプレミアムの中央値は、発表日前日の終値に対して35.12%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、類似取引事例のプレミアムの計算において同じです。）、同直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して35.12%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して36.03%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して34.33%であることが認められると踏まえると、本件端数処理交付見込額には、過去の類似取引事例におけるプレミアムの水準に照らして十分なプレミアムが付与されていると評価できること。
- ・本件端数処理交付見込額は、当社の2025年3月31日時点の連結貸借対照表上の簿価純資産額から算出した1株当たり純資産額（3,575.27円（小数点以下第三位を四捨五入しております。））を下回っているものの、簿価純資産額は会社の清算を前提とした株式価値

を示すものであり、清算を予定していない当社の株式価値の算定において重視することは合理的でないと考えられるとともに、仮に当社が清算する場合であっても、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、当社が保有する資産の売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、清算時の当社の簿価純資産額については相当程度の毀損が見込まれるため、1株当たり簿価純資産額が当社株式の公正価格の最低価格となるという考え方は採用し難いと考えられること。

- ・下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4)本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- ・公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する手法については、仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザーフィー等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、一般株主の皆様に分配可能な金額が公開買付けを前置せずに株式併合を実施する場合に比べて限られた割合を得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるが、公開買付けを前置しない株式併合の場合これらが不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非公開化が可能になると考えられること。
- ・本件端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は、上記の措置が採られた上で、本特別委員会及び創業家の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で合意されたものであること。
- ・当社が本特別委員会から2025年11月7日付で取得した本答申書においても、本件端数処理交付見込額を含む本株式併合の取引条件は公正である旨判断されていること。

以上より、当社は2025年11月7日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（当社の取締役である伊達忠一氏、伊達忠應氏及び伊達宏美氏を除いた取締役4名）の全員一致での賛同により、本株式併合を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、伊達忠一氏及び伊達忠應氏は創業家として、また伊達宏美氏は創業家の近親者として特別利害関係を有するおそれがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、本株式併合における取引関係者との間で本株式併合の取引条件等に関する協議・交渉にも一切参加しておりません。

#### ④ 本株式併合後の経営方針

創業家によれば、本株式併合後に上記「②創業家による本株式併合の提案の経緯・目的」に記載の施策を推進することですが、各施策については当社グループの担当部門と協議・調整の上、適切な時期に実施する予定とのことです。なお、創業家と当社の取締役との間では、本株式併合後の役員就任について何らの合意も行っておりませんが、本株式併合後の当社の役員構成を含む経営体制の詳細については、本株式併合の効力発生後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。また、本株式併合後の当社グループの従業員については、原則として現在の待遇を維持することを予定しているとのことです。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

① 取締役会決議日	2025年11月7日（金）
② 臨時株主総会基準日公告日	2025年11月7日（金）
③ 臨時株主総会基準日	2025年11月24日（月）
④ 臨時株主総会開催日	2026年1月13日（火）
⑤ 整理銘柄指定日	2026年1月13日（火）
⑥ 売買最終日	2026年2月13日（金）
⑦ 上場廃止日	2026年2月16日（月）
⑧ 株式併合の効力発生日	2026年2月18日（水）

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、169,414 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

3,119,720 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

3,119,738 株

(注) 当社は、2025 年 11 月 7 日開催の取締役会において、2026 年 2 月 17 日付で自己株式 1,096,262 株（2025 年 11 月 7 日時点では当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議いたしました。このため、「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が 2025 年 11 月 7 日付で公表した「2026 年 3 月期 第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（4,216,000 株）から、当社が 2026 年 2 月 17 日付で消却する予定の自己株式 1,096,262 株を除いた株式数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

18 株

⑥ 効力発生後における発行可能株式総数

72 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1) 株式併合の概要」に記載のとおり、本株式併合により、当社の株主は残存株主らのみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

当該 1 株未満の端数に相当する数の株式については、当社株式が 2026 年 2 月 16 日をもって上場廃止となり、市場株価のない株式となる予定であることから、競売によって買付人が現れる可能性が期待できること等を踏まえ、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を、1 株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。

この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、基準株式数に 1,965 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合においては、提案者である創業家が合計で当社株式 1,374,720 株（所有割合：44.07%）を所有する当社の大株主であり、その構造上、当社の取締役会と当社の一般株主との間で利益相反の問題が生じる可能性があることから、当社は、1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の公正性の担保、本株式併合の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避

の観点から、本株式併合の公正性を担保し、当社の大株主である残存株主ら以外の株主の皆様の利益を害さないよう、下記「(4)本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載の措置を講じております。

## ② 端数処理の方法に関する事項

- (a)会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「2. 株式併合の要旨」の「(2)株式併合の内容」の「⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」をご参照ください。

- (b)売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称  
札幌臨床検査センター株式会社

- (c)当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式（以下「本端数相当株式」といいます。）の売却代金の支払のための資金の一部に相当する額を金融機関からの借入れにより賄うことを予定しております。また、当社において、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- (d)売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年3月上旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数相当株式を当社が買い取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年3月下旬を目途に、本端数相当株式を買取り、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年5月頃を目途に、当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

## ③ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

上記「2. 株式併合の要旨」の「(2)株式併合の内容」の「⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、本件端数処理交付見込額は、1,965円となる予定です。

本件端数処理交付見込額については、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載のとおり、以下の点等を踏まえ、当社の株主の皆様にとって妥当であると判断しております。

- ・本件端数処理交付見込額である1,965円は、下記「(2)算定に関する事項」に記載されているストリームによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法の算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF法による算定結果のレンジの中央値を上回っていること。
- ・本件端数処理交付見込額である1,965円は、本株式併合の公表日の前営業日である2025年11月6日のスタンダード市場における当社株式の終値1,130円に対して73.89%、2025年11月6日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,148円に対して71.17%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,108円に対して77.35%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,064

円に対して 84.68% のプレミアムが加算されており、過去約 7 年（2018 年 11 月 30 日以降）に実施された類似取引事例（公開買付けを前置しない現金対価での株式併合事例）におけるプレミアム分析によれば、類似取引事例のプレミアムの中央値は、発表日前日の終値に対して 35.12%、同直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 35.12%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 36.03%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 34.33% であることが認められると踏まえると、本件端数処理交付見込額には、過去の類似取引事例におけるプレミアムの水準に照らして十分なプレミアムが付与されていると評価できること。

- ・ 本件端数処理交付見込額は、当社の 2025 年 3 月 31 日時点の連結貸借対照表上の簿価純資産額から算出した 1 株当たり純資産額（3,575.27 円）を下回っているものの、簿価純資産額は会社の清算を前提とした株式価値を示すものであり、清算を予定していない当社の株式価値の算定において重視することは合理的でないと考えられるとともに、仮に当社が清算する場合であっても、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、当社が保有する資産の売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、清算時の当社の簿価純資産額については相当程度の毀損が見込まれるため、1 株当たり簿価純資産額が当社株式の公正価格の最低価格となるという考え方は採用し難いと考えられること。
- ・ 下記「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- ・ 本件端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は、上記の措置が採られた上で、本特別委員会及び創業家の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で合意されたものであること。
- ・ 当社が本特別委員会から 2025 年 11 月 7 日付で取得した本答申書においても、本件端数処理交付見込額を含む本株式併合の取引条件は公正である旨判断されていること。

以上のことから、当社は、本件端数処理交付見込額について、相当と判断しております。

④ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2025 年 11 月 7 日開催の取締役会において、2026 年 2 月 17 日付で自己株式 1,096,262 株（2025 年 11 月 7 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社、創業家及び S R L との関係

本特別委員会は、本株式併合に伴う本件端数処理交付見込額の決定に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社、創業家及び S R L から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないストリームに当社の株式価値の算定を依頼し、2025 年 11 月 7 日付で、ストリームより当該算定結果に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得いたしました。なお、本株式併合に係るストリームの報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

② 算定の概要

ストリームは、当社株式がスタンダード市場及び本則市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を用い、また、当社の将来の事業活動の状況を評価に反映させる目的から D C F 法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行いました。上記各手法を用いて算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法 : 1,064 円から 1,148 円

D C F 法 : 1,830 円から 2,025 円

市場株価法では、基準日を 2025 年 11 月 6 日として、スタンダード市場における当社株式の基準日終値 1,130 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,148 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,108 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,064 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値を 1,064 円から 1,148 円までと算定しております。

D C F 法では、当社が足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえて現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した 2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期までの 5 期分の事業計画（以下、「本事業計画」といいます。）における財務予測、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年 3 月期第 2 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,830 円から 2,025 円までと算定しております。割引率は加重平均資本コストとし、8.4%～9.4%を採用しております。割引率には、当社の規模を踏まえたサイズリスク・プレミアムが考慮されております。なお、継続価値の算定にあたっては、永久成長法を採用しております。永久成長法では永久成長率を、当社を取り巻く事業環境や当社の成長性等を総合的に勘案の上、-0.25%～0.25%とし、継続的価値の範囲を 2,912 百万円～3,477 百万円と算定しております。また、必要運転資金（当社における過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し算出しております。）を控除した余剰現預金及び賃貸等不動産等は、株式価値算定に重要な影響を及ぼす非事業用資産として計上しております。

ストリームが D C F 法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測（以下、「本財務予測」といいます。）は以下のとおりです。本財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な変動を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社の連結子会社における設備投資により 2030 年 3 月期におけるフリー・キャッシュ・フローが大幅な減少となることを見込んでおります。

なお、本事業計画は、本株式併合の取引条件の公正性を検討することを目的として、当社の足元の事業状況や事業環境等に関して、診療報酬の改定や人件費の高騰等の市場変化が与える影響を踏まえて作成したものであり、創業家及び S R L はその作成過程に一切関与しておりません。

また、本株式併合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上場維持コストの削減効果を除き、以下の財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2026 年 3 月期 (9 ヶ月)	2027 年 3 月期	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期	2030 年 3 月期
売上高	15,621	20,809	21,203	21,449	21,707
営業利益	688	646	632	585	585
E B I T D A	1,200	1,279	1,265	1,200	1,161
フリー・キャッシュ・フロー	604	569	672	554	336

ストリームは、本特別委員会への株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、本財務予測については、創業家及び S R L から独立した当社の事業計画作成者により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提しております。なお、本事業計画については、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について当社との間で質疑応答を行い、当社の一般株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。

ストリームは、当社の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開さ

れた情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本件端数処理交付見込額の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でストリームに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、本財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、当社の経営陣がその内容を精査した上でストリームによる価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ストリームの算定は、2025年11月6日までの上記情報を反映したものです。

また、ストリームは、本特別委員会からの依頼に基づき、本件端数処理交付見込額が、一定の条件（注）のもとに、当社の株主にとって財務的な観点から見て妥当である旨の意見書（以下、「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を、2025年11月7日付で本特別委員会に対して提供しております。

（注）本フェアネス・オピニオンは、上記の市場株価法・DCF法による株式価値算定結果に照らして、本件端数処理交付見込額である1株当たり1,965円が、当社の株主にとって財務的な観点から見て妥当であることを意見表明するものです。なお、上記のとおり、DCF法の算定の前提とした本財務予測において、本株式併合の実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味されておりません。

ストリームは、公開されている情報、当社より提供を受けた情報等を本フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたり、正確かつ完全なものとして採用しており、その正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。また、ストリームは、当社の事業計画作成者がこれら情報を重要な点で不正確又は誤解を招くものとする事実又は状況を認識していないことを前提としております。本事業計画については、当社の事業計画作成者によって現時点で入手可能な最善の見積り及び判断に基づき、合理的に準備、作成されていることを前提としております。ストリームは、当社の事業計画作成者が作成した本事業計画の実現可能性について独自に検証は行わず、これらの本事業計画に依拠しており、その内容及び基礎となる仮定に関して何らの意見を表明するものではありません。

本フェアネス・オピニオンにおける意見表明は、本フェアネス・オピニオンの日付までに入手可能な情報に基づいており、入手した情報を重大な誤りとする事実があった場合、又は今後の状況の変化により本フェアネス・オピニオンで表明される意見に影響を及ぼす可能性があります。ストリームは、当社の資産・負債（偶発債務を含む。）について独自に評価・鑑定を行っておりません。ストリームは、当社の資産又は施設の物理的検査を行う義務を負っておらず、また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社法の特別清算その他の倒産処理手続に適用される法律に基づいて当社の支払能力又は公正価値を評価しておりません。

本フェアネス・オピニオンの作成にあたってストリームが当社に要求した情報のうち、当社から情報の提供又は開示を受けられず、その他の方法によってもストリームが評価の基礎として使用できなかったものについては、ストリームは、当社の同意のもとで、ストリームが合理的かつ適切と考える仮定を用いております。ストリームのかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが当社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、ストリームは独自の検証を行っておりません。

ストリームは、本株式併合が重要な条件の変更を伴うことなく適時に完了すること、当社又は本株式併合で想定される利益に悪影響を与える可能性のある遅延、制限又は条件が課されずに必要な政府及び規制当局の承認又は同意を得ることができること、またかかる承認及び同意の内容が、本件端数処理交付見込額に影響を及ぼさないことを前提としており、独自の検証を行っておりません。また、当社は、本件端数処理交付見込額に重大な影響を及ぼす契約書、合意書その他の文書を過去に取り交わしておらず、また、将来も取り交わさないことを前提しております。ストリームは、当社より提供又は開示を受けた情報のほか、本件端数処理交付見込額に重大な影響を及ぼす偶発債務又は簿外債務は存在しないことを、当社に確認の上、前提

としております。

本フェアネス・オピニオンは、本株式併合の承認の是非について、本特別委員会に対して助言することを意図するものではなく、またかかる助言を構成するものではありません。更に、本フェアネス・オピニオンは、本株式併合について、当社が利用又は実行できる可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合の相対的な利点、あるいは当社が本株式併合を実行又は継続するにあたっての基礎となる事業決定について、意見又は見解を表明するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本株式併合又はそれに関連する事項に関し、株主の議決権行使や行動について、いかなる意見や提言を表明するものでもありません。ストリームは、当社株式が本株式併合完了前に取引される価格、又は取引されるべき価格に関して意見を表明するものではありません。

ストリームの意見は、本フェアネス・オピニオンの日付時点で有効な財務、経済、市場その他の条件、及びストリームが入手可能な情報に基づいております。本フェアネス・オピニオンの日付以降に発生した事実は、本フェアネス・オピニオンの意見及びそれを準備する際に使用した仮定に影響を及ぼす場合がありますが、ストリームは本フェアネス・オピニオンを更新、改訂又は再確認する義務を負わないものとします。

### (3) 上場廃止となる見込み

#### ① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1)株式併合の概要」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において特別決議による株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を残存株主らのみとする予定です。その結果、当社株式は、スタンダード市場及び本則市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、2026年1月13日から2026年2月15日まで整理銘柄に指定された後、2026年2月16日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式をスタンダード市場及び本則市場において取引することはできません。

なお、本株式併合に係る議案が否決された場合の方針は現在未定ですが、否決された際の状況等に応じて、創業家とも協議の上、当該方針を決定する予定です。

#### ② 上場廃止を目的とする理由

創業家は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「②創業家による本株式併合の提案の経緯・目的」に記載の各施策を実施するに当たり、当社株式を非公開化することが、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある悪影響を回避しつつ、中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も適切な手段であるとの結論に至ったとのことです。

また、当社といたしましても、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本株式併合により当社の株主を残存株主らのみとし、当社株式を非公開化することは当社の企業価値の向上に資するものであり、本件端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断いたしました。

#### ③ 一般株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における特別委員会の設置」に記載のとおり、当社は、2025年8月25日に、本特別委員会に対して、(a)本株式併合の是非（本株式併合が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b)本株式併合の取引条件の公正性（本株式併合の実施方法や対価の公正性を含む。）に関する事項、(c)本株式併合の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本株式併合の実施が一般株主にとって公正であるか否かについて諮問し、2025年11月7日に、本特別委員会より、本株式併合の実施は当社の一般株主にとって公正であることを内容

とする本答申書の提出を受けております。

(4) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合においては、提案者である創業家が合計で当社株式 1,374,720 株（所有割合：44.07%）を所有する当社の大株主であり、その構造上、当社の取締役会と当社の一般株主との間で利益相反の問題が生じる可能性があることから、本株式併合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、以下の措置を講じております。なお、本株式併合においては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の条件を設定しておりませんが、当社としては、以下の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

上記「(2)算定に関する事項」に記載のとおり、本特別委員会は、本株式併合に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社、創業家及び SRL から独立した第三者算定機関として独自に起用したストリームから株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しています。当該株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの概要については、上記「(2)算定に関する事項」の「②算定の概要」をご参照ください。

なお、ストリームは、当社、創業家及び SRL の関連当事者には該当せず、本株式併合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、本株式併合に係るストリームの報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式併合に係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、当社、創業家及び SRL から独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、同事務所から、本株式併合に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、TMI 総合法律事務所は、当社、創業家及び SRL の関連当事者には該当せず、本株式併合に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、本株式併合に係る TMI 総合法律事務所の報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

③ 当社における特別委員会の設置

当社は、本株式併合に係る意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025 年 8 月 25 日、当社、創業家及び SRL から独立した、当社の社外監査役から構成される本特別委員会（本特別委員会の委員としては、社外監査役である宮森利康氏（税理士 宮森利康税理士事務所）及び金木義昭氏（司法書士 金木義昭司法書士事務所）並びに当社の独立役員であり社外監査役である平田治氏（北海道ジダイ研究所）を選定しております。）を設置しました。なお、当社、創業家及び SRL からの独立性を考慮した上で、宮森利康氏及び金木義昭氏は、当社の社外監査役であり、当社の事業に一定の知見を有しております、宮森利康氏は税理士資格並びに金木義昭氏は司法書士資格を有していること、平田治氏は当社の社外監査役であり、当社の事業に一定の知見を有しております、長年にわたる税理士事務所勤務により豊富な経験と高い見識を有していることから、分野の専門性を活かして適切に諮問事項の検討等を行うことが可能であると判断し、特別委員会の委員として適切であると判断しました。また、当社は、当初からこの 3 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。さらに、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていません。なお、当社取締役会は、本株式併合に関する決定を行うに際して本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式併合について妥当でないと判断した場合には、本株式併合を行う

旨の意思決定を行わないことを併せて決議しました。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i)当社の費用負担の下、本株式併合に係る調査を行うことができる権限、(ii)本特別委員会自ら創業家及びその他の取引関係者と協議・交渉する権限、(iii)当社の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、及び(iv)本株式併合に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限等を与えることを決定しました。

そして、当社は、本特別委員会に対し、(a)本株式併合の是非（本株式併合が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b)本株式併合の取引条件の公正性（本株式併合の実施方法や対価の公正性を含む。）に関する事項、(c)本株式併合の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本株式併合の実施が一般株主にとって公正であるか否か一般株主の検討を行い（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを2025年8月25日に委嘱しました。

これを受けて、本特別委員会は、2025年8月27日開催の初回の本特別委員会において、TMI総合法律事務所について、その専門性及び独立性を確認の上、本株式併合に関する当社のリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としてもTMI総合法律事務所から必要な助言を受けることができることを確認しました。また、本特別委員会は、本株式併合の是非及び条件の妥当性を検討するに当たり、その透明性・合理性を確保するため、当社、創業家及びSRLから独立し、かつ関連当事者に該当しないストリームを本特別委員会の第三者算定機関に選任しました。

本特別委員会は、2025年8月27日より2025年11月7日まで合計12回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、創業家から本株式併合を提案するに至った経緯及び理由、本株式併合の目的、本株式併合により実現が期待される効果、本株式併合の諸条件等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、本株式併合における本件端数処理交付見込額の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社、創業家及びSRLから独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないストリームに当社の株式価値の算定を依頼し、2025年11月7日付で、ストリームより当該算定結果に関する株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得するとともに、ストリームから当社株式の株式価値の算定方法及び結果に関して、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社から、事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受け、質疑応答を行った上で、事業計画に一定の合理性があることを確認し、当該事業計画を承認しました。これらの内容を踏まえ、本特別委員会は、ストリームの算定結果を参考に、かつTMI総合法律事務所と議論を重ね、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。また、本特別委員会は、創業家との間で本件端数処理交付見込額を含む本株式併合の諸条件について交渉を実施し、その結果についても本諮問事項の協議・検討において踏まえております。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年11月7日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、別添の本答申書を提出しました。

#### ④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から受けた法的助言、及び本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関であるストリームから本特別委員会に提出された株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本株式併合により当社の企業価値の向上ができるか、及び本件端数処理交付見込額その他の条件は妥当なものか否か等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本株式併合について、(i)本株式併合により当社の株主を残存株主らのみとし、当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、(ii)本件端

数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断し、2025年11月7日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（当社の取締役である伊達忠一氏、伊達忠應氏及び伊達宏美氏を除いた取締役4名）の全員一致で、本臨時株主総会に本株式併合を付議する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、伊達忠一氏及び伊達忠應氏は創業家として、また伊達宏美氏は創業家の近親者として特別利害関係を有するおそれがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、本株式併合における取引関係者との間で本株式併合の取引条件等に関する協議・交渉にも一切参加しておりません。

また、上記取締役会においては、当社の監査役3名全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

#### 4. 株式併合後株主の概要

(1) 名 称	伊達アセットマネージメント合同会社	
(2) 所 在 地	北海道札幌市厚別区もみじ台南3丁目3番15号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 伊達祐子	
(4) 事 業 内 容	株式の保有並びに運用業務他	
(5) 資 本 金	5,000,000円 (2025年11月7日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	2012年4月17日	
(7) 主たる持分保有者及び持分比率 (2025年11月7日現在)	伊達忠應	30.0%
	伊達侑李	20.0%
	伊達昂謙	20.0%
(8) 当社と株式併合後株主の関係		
資 本 関 係	伊達AMは、本日現在、当社株式1,185,900株（所有割合：38.01%）を所有しております。	
人 的 関 係	当社の代表取締役会長及び代表取締役が伊達AMの社員を務めております。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	伊達AMは、当社の主要株主であり、当社の関連当事者に該当します。	

(1) 名 称	株式会社エスアールエル	
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松本 誠	
(4) 事 業 内 容	受託臨床検査事業 健診機関の運営受託・健康増進サービス	
(5) 資 本 金	11,027百万円 (2025年3月31日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	1970年6月16日	
(7) 主たる持分保有者及び持分比率 (2025年11月7日現在)	H. U. グループホールディングス株式会社	100.0%
(8) 当社と株式併合後株主の関係		
資 本 関 係	SRLは、本日現在、当社株式169,700株（所有割合：5.44%）を所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	当社との合弁会社を2社設立しております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	SRLは、当社の主要株主であり、当社の関連当事者に	

該	当	状	況	該当します。
---	---	---	---	--------

## 5. 今後の見通し

上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「④本株式併合後の経営方針」及び「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3)上場廃止となる見込み」をご参照ください。

## 6. MBO等に関する事項

### (1) MBO等への該当性

本株式併合は、東京証券取引所における有価証券上場規程第 441 条及び札幌証券取引所における企業行動規範に関する規則第 10 条に定める行為には該当しないものの、当社の役員と利益を共通にする者を株主として残存させる形で実施するスクイーズアウト手続であるため、MBO等に準ずる行為に該当するものと判断しております。

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4)本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

### (3) 本株式併合が一般株主にとって公正なものに関する、特別委員会から入手した意見の概要

当社は、2025 年 11 月 7 日付で、本特別委員会より、当社取締役会が本株式併合の実施を決定することは当社の一般株主にとって公正である旨を内容とする本答申書を入手しております（本答申書の内容は別添のとおりです。）。

## II. 単元株式数の定めの廃止について

### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 18 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

### 2. 廃止予定日

2026 年 2 月 18 日（予定）

### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款一部変更に係る議案（下記「III. 定款の一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件とします。

## III. 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 18 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 8 条（単元株式数）及び第 9 条（単元未満株式についての権利）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第 182 条第 2 項の定めにしたがって、当社の発行可能株式総数は 72 株となるところ、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は残存株主らのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が

発生することを条件として、現行定款第 13 条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

加えて、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は残存株主らのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第 15 条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、当該定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 2 月 18 日に効力が発生するものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1 2, 0 0 0, 0 0 0</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>7 2</u> 株と する。
(単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、 <u>1 0 0</u> 株 とする。	(削除)
(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元 未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げ る権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定によ る請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株 式の割当ておよび募集新株予約権の割 当てを受ける権利	(削除)
第 10 条～第 12 条（条文省略）	第 8 条～第 10 条（現行どおり）
(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権 の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	(削除)
第 14 条（条文省略）	第 11 条（現行どおり）
(電子提供措置等) 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をとるもの とする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。	(削除)
第 16 条～第 37 条（条文省略）	第 12 条～第 33 条（現行どおり）

## 3. 定款変更の日程

2026 年 2 月 18 日（予定）

#### IV. 本臨時株主総会に係る基準日設定について

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年11月24日（当日は休日となるため、実質的には2025年11月21日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めました。

- (1) 公告日 2025年11月7日（金）
- (2) 基準日 2025年11月24日（月）
- (3) 公告方法 電子公告

（当社WEBサイト <https://www.saturin.co.jp> に掲載いたします。）

##### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

上記「I. 株式併合について」及び「II. 単元株式数の定めの廃止について」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

以上

# 答 申 書

札幌臨床検査センター株式会社 取締役会 御中

2025年11月7日

札幌臨床検査センター株式会社 特別委員会

委員 宮森 利康  
委員 金木 義昭  
委員 平田 治

## 第1 本特別委員会に対する諮問事項

札幌臨床検査センター株式会社（以下「当社」という。）が、株式併合の方法により当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を非公開化し、当社の株主を伊達アセットマネージメント合同会社（以下「伊達AM」という。）及び株式会社エスアールエル（以下「S R L」といい、伊達AM及びS R Lを総称して「残存株主ら」という。）のみとする株式併合（以下「本株式併合」という。）を実施し、その後、当社の株主を伊達AMのみにすることを企図して、S R Lの保有株式の全てについて当社が自己株式取得（以下「本自己株式取得」という。）を実施する一連の手続に関して、当社取締役会が本特別委員会に対して諮問した事項（以下「本諮問事項」という。）は、以下のとおりである。

- (a) 本株式併合の是非（本株式併合が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項
- (b) 本株式併合の取引条件の公正性（本株式併合の実施方法や対価の公正性を含む。）に関する事項
- (c) 本株式併合の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項
- (d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本株式併合の実施が一般株主にとって公正であるか否か

## 第2 本特別委員会が行った検討等

本特別委員会は、本諮問事項に対する答申（以下「本答申」という。）を行うにあたり、以下の各行為を行い、慎重に協議及び検討を行った。

### 1 委員会の開催

本特別委員会は、2025年8月27日から2025年11月7日まで合計12回開催し、本諮問

事項について、慎重に協議及び検討を実施した。

## **2 検討資料**

本特別委員会は、伊達AM、伊達忠一氏及び伊達忠應氏（以下、総称して「**創業家**」という。）から提出された書類、当社作成の5期分の事業計画（2026年3月期～2030年3月期）（以下「**本事業計画**」という。）、株式会社ストリーム（以下「**ストリーム**」という。）作成の株式価値評価に関する資料、ストリームによる本株式併合に係る端数処理により株主に交付される金額の額（以下「**本件端数処理交付見込額**」という。）に関するフェアネス・オピニオン（ストリーム作成に係る2025年11月7日付「意見書」。以下「**本フェアネス・オピニオン**」という。）、経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」（以下「**M&A指針**」という。）、その他本特別委員会が本答申のために合理的に必要又は適当と考えた書類その他の資料を検討した。

## **3 独立性及び専門性を有するアドバイザーからの助言**

本特別委員会は、2025年8月27日開催の初回の本特別委員会において、TMI総合法律事務所について、その専門性及び独立性を確認の上、本株式併合に関する当社のリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としてもTMI総合法律事務所から必要な助言を受けることができるることを確認した。また、本特別委員会は、本件端数処理交付見込額の決定に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社、創業家及びSRLから独立し、かつ関連当事者に該当しないストリームを本特別委員会の第三者算定機関に選任した。本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたって必要に応じてTMI総合法律事務所及びストリームから専門的な助言を受けた。

## **4 質疑応答等**

本特別委員会は、創業家から本株式併合を提案するに至った経緯及び理由、本株式併合の目的、本株式併合により実現が期待される効果、本株式併合の諸条件等に関する説明を受け、質疑応答を行った。さらに、本件端数処理交付見込額の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社、創業家及びSRLから独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないストリームに当社の株式価値の算定を依頼し、2025年11月7日付で、ストリームより当該算定結果に関する株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得するとともに、当該取得に先立ち、ストリームに対して、当社株式の価値算定の方法及び結果に関して、質疑応答を実施した。また、本特別委員会は、当社から、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受け、質疑応答を行った上で、本事業計画に一定の合理性があることを確認し、本事業計画を承認した。

## **5 価格交渉**

本特別委員会は、本件端数処理交付見込額を含む本株式併合の諸条件について、創業家との間で交渉を実施した。

## **第3 本特別委員会の意見**

本特別委員会は、特別委員全員の一致により、本諮問事項に関して以下の意見を答申する。

- (a) 本株式併合は、当社の企業価値の向上に資すると認められ、本株式併合の目的は合理的であると認められる。
- (b) 本株式併合の取引条件は、公正であると認められる。
- (c) 本株式併合の手続は、公正であると認められる。
- (d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本株式併合の実施は、一般株主にとって公正であると認められる。

## **第4 意見の理由の概要及び検討内容について**

### **1 (a) 本株式併合の是非（本株式併合が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項**

#### **(1) 本株式併合の目的等**

本特別委員会は、本株式併合の目的及び本株式併合により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的な内容等について、創業家に対して質疑応答を行った。それらの内容をまとめると、大要以下のとおりである。

- ・ 創業家は、当社の事業環境として、臨床検査事業について、診療報酬抑制による検査単価の下落、ウクライナ情勢や米国関税問題といった国際的な地政学リスクによる資源価格の高騰、インフレや人手不足による人件費の高騰といったリスク要因により、臨床検査事業については厳しい事業環境が見通されると考えている。また、調剤薬局事業について、診療報酬や薬価のマイナス改定が続き、政府の医療費抑制策により技術料も縮小するなか、他社調剤薬局や調剤併設ドラッグストアとの競争の激化、薬剤師不足といった問題も顕在化しており、政府が推進する地域包括ケアシステムでは薬局に対して、在宅医療や「かかりつけ薬局」機能、DX推進体制の整備が求められており、かかる体制を整えるためのインフラ投資、薬剤師の確保と教育が急務と考えている。
- ・ そのような事業環境の中、創業家は、当社の企業集団（以下「当社グループ」という。）が北海道に根ざす地域企業として、「ウェルネスな社会づくりのために総合ヘルスケア・サービスを提供」を起点とする企業理念のもと、更なる成長を遂げ、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、非公開化のうえ、抜本的改

革に取り組むことが急務であると考えている。

- ・ 創業家は、本株式併合後において、具体的には、以下の施策を実施することを想定している。

( i ) 臨床検査体制の強化、DX推進による生産性の向上

医療費抑制政策等により検査項目の単価は抑制傾向にあるため、創業家としては、臨床検査市場では高付加価値検査へのシフトと検査工程の一層の効率化が求められていると考えている。また、創業家としては、当社グループが業界内において競争力を維持するためには、検査の生産性や精度を向上し、また医療機関の更なる要求に応えるべく業務プロセスの高度なIT化、自動化が不可欠と考えている。具体的には、検査業務工程全体を見直し、先端的な自動分析装置や検体搬送システム、臨床検査情報システム等を導入することで、検査受付から報告までの全工程をシームレスに繋げ、処理能力と検査精度の底上げを図る見込みである。特に大量検体を迅速かつ正確に処理できる自動ライン化を推進し、検査全体の生産性を高めるとともに、検査品質の一層の安定化とコスト効率の合理化を図り、将来的な検査需要の変動や新規検査項目への対応力を強化する予定である。

これらの投資により、生産性向上と顧客利便性向上を同時に実現し、臨床検査の高度化を見据えた競争力確保を図り、既存顧客との取引拡大及び新規顧客の獲得を目指している。また、2016年より進めてきた札幌医科大学との共同研究をはじめ、道内医療機関との積極的な連携強化により、高付加価値医療情報サービスの提供を目指している。

( ii ) 調剤薬局各店舗への投資及び店舗数の拡大

創業家としては、政府の医療費抑制策が進む一方で、地域包括ケアシステムの推進や「かかりつけ薬局」機能の強化、医療DXの推進など、調剤薬局には新たな役割と体制整備が求められていると考えている。特に直近の令和6年度診療報酬改定では、地域医療への貢献が重視され、地域支援体制加算の算定要件が厳格化されるなど、地域密着の体制強化が求められないとともに、医療DX推進体制整備加算が新設され、電子処方箋への対応などデジタル基盤の整備を行う薬局に対する評価が新たに設けられており、こうした政策環境の変化に対応するためにも、調剤薬局各店舗への積極的な投資を進める予定である。この調剤薬局各店舗への投資によって各店舗の業務能力を底上げし、処方箋枚数や各種加算の算定率を上げることで調剤報酬の增收に繋げ、ひいては当社グループの収益基盤強化と競争力向上を達成することを目指している。

そのために夜間対応や在宅医療支援体制の構築、無菌調剤設備の導入、待合環境の改善など、政府の定める施設基準を満たす店舗づくりを推進する予定

である。例えば、高齢化が進む地域では医療を担う調剤薬局の役割が益々重要なため、地域医療の一翼を担う基幹店舗の設置、在宅専門の薬剤師の配置、及び薬剤の配送体制の構築も想定している。

加えて、全店舗でオンライン資格確認や電子薬歴管理、電子カルテ情報共有サービス等のデジタル基盤を整備し、医療DXを推進し、調剤業務の効率化と患者利便性向上を目指している。また、新卒及び中途薬剤師の計画的な採用・育成を進め、地域医療を支える人員体制を強化する予定である。具体的には、オンラインや大学等での採用活動も拡充し、在宅医療や地域連携に精通した薬剤師を増やしていくことで「かかりつけ薬剤師」として患者一人ひとりに継続的に寄り添える体制を充実させる予定である。また、研修制度の拡充や専門資格の取得支援を通じて、高度な薬学管理や健康サポートが提供できる人材育成にも注力する予定である。

また、事業規模の拡大と経営効率の向上を図るため、調剤薬局の店舗数拡大を積極的に推進する予定である。店舗数の増加による仕入れと物流の効率化、人員の適正配置などスケールメリットを活かした経営合理化を行う見込みである。店舗数を拡大させるにあたっては、新規出店の加速とM&Aの双方を活用する予定である。当社グループはこれまで道内を中心に地域密着の展開を行ってきたものの、人口動態や医療提供体制等を踏まえ、調剤需要が高まる未出店地域への出店や高い調剤需要が見込める医療モール等への出店を計画している。これらには当社グループが有するクリニック開業支援及び賃貸不動産経営の知見が活用できると考えている。また、M&Aによる店舗取得も柔軟に実施していき、優良な薬局店舗を当社グループに迎え入れることで、深い経験を有する薬剤師や既存の医療機関連携を取り込む予定である。こうしたM&A戦略により、当社グループの事業規模の拡大と経営の効率化を更に推し進めることを考えている。

- ・ 創業家は、上記の各施策はいずれも多額の初期投資や継続的な投資を要することから、短期的には当社グループの収益及びキャッシュ・フローが悪化することを想定している。そのため、当社グループの業績悪化リスクを株主に負担させることにも繋がり、当社が上場を維持したまま各施策を推進することには限界があると考えている。
- ・ 加えて、創業家は、当社株式の上場以降、当社グループは知名度の向上による優れた人材の確保、社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してきたものの、こうした知名度や社会的な信用力の向上等については株式の上場以外の方法によっても実現可能であること、現在の財務状況等から、当面は借入による資金調達によって必要資金を貯い、エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込んでいないこと、当社株式の上場を維持

するために必要なコスト（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する人的負担、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する金銭的負担、及びガバナンス関連コスト）を踏まえると、今後も継続して当社株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあると考えている。

## (2) 検討

上記事項の詳細及びこれらを踏まえ、本株式併合により当社の株主を残存株主のみとし、当社株式を非公開化することの是非等について、本特別委員会は、創業家との質疑応答を行い、その合理性を詳細に検証したところ、以下のとおり判断するに至った。

- ・ 当社の主力である臨床検査事業・調剤薬局事業においては、診療報酬改定や様々な国際的地政学リスク要因、競争環境の激化により、臨床検査事業、調剤薬局事業いずれにおいても厳しい事業環境が続いている。
- ・ このような経営環境を踏まえると、創業家が掲げる施策である臨床検査事業・調剤薬局事業の臨床検査体制の強化、DX推進による生産性の向上並びに調剤薬局各店舗への投資及び店舗数の拡大といった施策は、当社の収益性を向上させる観点から有効であり、積極的に推進していくべきものといえる。
- ・ 一方で、当社の収益性を向上させる観点からはこれらの各施策を早急に実施することが有効であるものの、短期的かつ集中的にこれらの各施策を実施することとなれば、当該施策による業績悪化リスクを当社株主に負担させることに繋がりかねないため、当社株式を非公開化することで迅速かつ果敢に意思決定できる経営体制を構築することが有用といえる。
- ・ また、当社株式の非公開化を行った場合には、上場維持コストを削減することができ、経営資源の更なる有効活用を図ることも可能になると考えられる。
- ・ なお、一般に、株式の非公開化を行った場合には、株式市場からの資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、当社グループの現在の財務状況等からは、エクイティ・ファイナンスの活用による株式市場からの資金調達の必要性は見込まれない上、当社がこれまでに培ってきた知名度や信用力に鑑みれば、非公開化により当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼすことは考えにくい。

## (3) 小括

以上を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本株式併合は当社の企業価値の向上に資すると認められ、本株式併合の目的は合理的であると判断するに至った。

## 2 (b)本株式併合の取引条件の公正性（本株式併合の実施方法や対価の公正性を含む。）に関する事項

### (1) 本株式併合の実施方法

本株式併合は、公開買付けを前置せずに実施されるものであるが、仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、本株式併合ではこれらのコストを削減することが可能であり、その削減分は、創業家が本件端数処理交付見込額の引上げの要請に応じる可能性を高めることに寄与するととも考えられる。また、公開買付けを前置する場合には、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるところ、公開買付けを前置しない場合にはこれらが不要となり、より短期間で当社株式の非公開化が可能になると見込まれる。さらに、一般株主が本件端数処理交付見込額に不満があるとして本株式併合に反対する場合には、法令上、一定の要件の下で株式買取請求権が認められており、一般株主は公正な株式買取価格の決定を求めて裁判所に申立てを行うことができること等、一般株主の利益保護に資する制度が設けられている。

以上を踏まえると、公開買付けを前置せずに本株式併合を実施することにも合理性があると認められる。

### (2) ストリームから取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン

本特別委員会が、当社、創業家及びSRLから独立した第三者算定機関であるストリームから取得した株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たりの株式価値は、市場株価法によると1,064円から1,148円、DCF法によると1,830円から2,025円とされているところ、本件端数処理交付見込額である1,965円は、市場株価法の算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF法による算定結果のレンジの中央値を上回っている。

そして、本特別委員会は、ストリームから株式価値評価に用いられた算定方法等について、評価手法の選択、類似企業の選定方法、DCF法による算定の基礎となる当社の本事業計画の期間の設定に関する考え方、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠、余剰現預金その他の非事業性資産の取扱いを含め、詳細な説明を受けるとともに、ストリームに対して質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

また、本特別委員会がストリームから取得した本フェアネス・オピニオンによれば、本件端数処理交付見込額は当社の株主にとって財務的見地から妥当であるとされている。

### (3) 本件端数処理交付見込額のプレミアム水準

本件端数処理交付見込額である1,965円は、当社株式の2025年11月6日の東京証券

取引所スタンダード市場における終値 1,130 円に対して 73.89%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、本件端数処理交付見込額に係るプレミアムの計算において同じ。）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,148 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じ。）に対して 71.17%、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,108 円に対して 77.35%、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,064 円に対して 84.68% のプレミアムをそれぞれ加えた金額である。本特別委員会がストリームから提供を受けた過去約 7 年（2018 年 11 月 30 日以降）に実施された類似取引事例（公開買付けを前置しない現金対価での株式併合事例）におけるプレミアム分析によれば、類似取引事例のプレミアムの中央値は、発表日前日の終値に対して 35.12%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、類似取引事例のプレミアムの計算において同じ。）、同直近 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 35.12%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 36.03%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 36.03% であることが認められる。

以上を踏まえると、本件端数処理交付見込額には、過去の類似取引事例におけるプレミアムの水準に照らして十分なプレミアムが付与されていると評価できる。

なお、本件端数処理見込額は、当社の 2025 年 3 月 31 日時点の連結貸借対照表上の簿価純資産額から算出した 1 株当たり純資産額（3,575.27 円（小数点以下第三位を四捨五入。））を下回っているものの、簿価純資産額は会社の清算を前提とした株式価値を示すものであり、清算を予定していない当社の株式価値の算定において重視することは合理的ではないと考えられる。また、仮に当社が清算する場合であっても、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、当社が保有する資産の売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、清算時の当社の簿価純資産額については相当程度の毀損が見込まれる。以上を踏まえると、1 株当たり簿価純資産額が当社株式の公正価格の最低価格となるという考え方は採用し難いと考えられる。

#### **(4) 事業計画の合理性**

ストリームは、DCF 法による算定の基礎としたフリー・キャッシュ・フローの算出において、本事業計画を基礎としている。そのため、本特別委員会は、当社と質疑応答を行い、本事業計画の作成主体、作成経緯、作成の目的及び前提（事業内容や事業環境等についてどのような前提を置いているか）等について検討した。

当社によれば、本事業計画は、本株式併合によるシナジーを織り込んで策定されたものではなく、また、具体的な計画数値の設定過程において創業家及び SRL による関与はないとのことである。

さらに、①足元の事業環境及び将来の事業環境の予測に関する当社の説明内容に特段不合理な点は認められないこと、②本事業計画に基づく財務予測においては、当社の連結子会社における設備投資による 2030 年 3 月期におけるフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれているが、これ自体に不合理な点は認められないこと、③本事業

計画の策定過程や主要な前提条件に係る当社の説明に照らし、本株式併合を念頭に恣意的に計画値を設定したという事実も見受けられること、④本事業計画における予測期間以降、大幅な業績の変動が生じることは見込まれていないこと、⑤本事業計画においては、2026年3月期以降、営業利益の減少が予測されているところ、診療報酬の改定による影響や、昨今の賃金上昇の潮流による人件費の増加を踏まえると、そのような予測にも合理性があるといえること等を総合的に考慮すると、本事業計画の内容は、当社の一般株主の利益保護の観点から不合理な点は認められない。

以上の検討の結果、本特別委員会として、本事業計画をDCF法の算定の基礎として用いることは是認できると判断した。

#### (5) 交渉過程の手続の公正性

下記「3(c)本株式併合の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）に関する事項」に記載のとおり、本株式併合に係る交渉過程の手続は公正であり、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式併合が行われることを目指して創業家との協議・交渉が行われたと認められるところ、本件端数処理交付見込額は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

#### (6) 対価の種類の妥当性

本株式併合により当社の株主に交付される対価は金銭とされているところ、残存株主らが非上場会社である伊達AM及びSRLであることを踏まえると、提案者である伊達AMの持分や残存するSRLの株式を対価とすることはその流動性の観点より適切ではなく、金銭を対価とすることは妥当と認められる。

#### (7) 本自己株式取得

創業家によれば、本自己株式取得における取得価格については、本日時点で未定であり、SRLとの間で引き続き協議中であるものの、本件端数処理交付見込額を基準に算定される価格を上回る価格とすることはないとのことである。そのため、本自己株式取得が予定されていることが本件端数処理交付見込額の公正性に影響を与えるものではないと考えられる。

#### (8) 小括

以上を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本株式併合の実施方法や対価の種類を含む、本株式併合の取引条件は公正であると判断するに至った。

### 3 (c)本株式併合の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項

#### **(1) 本特別委員会の設置**

当社は、2025年8月25日開催の取締役会の決議に基づき、提案者である伊達忠應氏が当社の代表取締役社長であり、かつ、伊達AMが当社の筆頭株主であることを踏まえ、当社の取締役会において本株式併合の是非につき審議及び決議を行うに先立ち、本株式併合に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、当社、創業家及びS R Lから独立した、当社の社外監査役である宮森利康及び金木義昭並びに当社の独立役員であり社外監査役である平田治3名から構成される本特別委員会を設置している。

また、当社取締役会は、本株式併合に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式併合について妥当でないと判断した場合には、本株式併合を行う旨の意思決定を行わないこととともに、(i)当社の費用負担の下、本株式併合に係る調査を行うことができる権限、(ii)本特別委員会自ら創業家及びその他の取引関係者と協議・交渉する権限、(iii)当社の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、及び(iv)本株式併合に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限等を特別委員会に付与している。

なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

#### **(2) 本株式併合の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与**

本株式併合の取引条件の協議・交渉は、上記「(1)本特別委員会の設置」に記載のとおり、本特別委員会が自ら行うものとされている。

また、当社の取締役のうち、伊達忠一氏及び伊達忠應氏は創業家として、また伊達宏美氏は創業家の近親者として特別利害関係を有するおそれがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本株式併合に関する当社の取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、本株式併合における取引関係者との間で本株式併合の取引条件等に関する協議・交渉にも一切参加していない。

その他、本株式併合に係る協議、検討及び交渉の過程で、創業家その他の本株式併合に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

### **(3) 外部専門家の独立した専門的助言の取得**

当社が本株式併合について検討するにあたっては、当社及び創業家から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、本件端数処理交付見込額をはじめとする本株式併合の取引条件の公正性及び本株式併合の手続の公正性といった点について慎重に協議及び検討を行っている。

本特別委員会は、TMI総合法律事務所の専門性及び独立性に問題がないことを確認し、当社のリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としてもTMI総合法律事務所から必要な助言を受けた。

また、本特別委員会は、当社から付与された権限に基づき、当社及び創業家から独立した第三者算定機関であるストリームを本特別委員会の第三者算定機関に選任し、必要な助言を受け、株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得した。

なお、TMI総合法律事務所及びストリームに対する報酬は、本株式併合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式併合の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

### **(4) 本特別委員会による協議・交渉**

本特別委員会は、本件端数処理交付見込額について、一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための協議・交渉を創業家との間で複数回にわたって行っている。

具体的には、本特別委員会は、創業家からの本件端数処理交付見込額の提案に対して、2025年10月7日以降、4回にわたり提案価格の引上げを求めるなど、実質的な価格交渉を実施した。

そして、かかる交渉の結果として、当社株式1株当たり1,965円という本件端数処理交付見込額の決定に至るまでには、当社株式1株当たり1,700円とする創業家の当初の提案より、265円の価格引上げを引き出している。

### **(5) 適切な情報開示**

本株式併合においては、当社が公表するプレスリリース等において、創業家と一般株主との間の情報の非対称性を解消し、また、取引条件の形成過程の透明性の向上に寄与するような、十分な情報開示がなされることが予定されている。

### **(6) マーケット・チェック**

創業家は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような合意は一切行っておらず、本株式併合の公表後における対抗的買収提案者による買収提案の機会を妨げないこととすることにより、本株式併合の公正性の担保に配慮してい

る。

なお、本株式併合においては、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討するいわゆる積極的なマーケット・チェックは実施されていない。しかしながら、情報管理の観点に加え、創業家が合計で当社株式の 44.07%を保有していることや、本特別委員会からの質疑応答において、創業家が第三者からの対抗提案があったとしても当該当社株式を売却する意向はない旨を回答していることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックを実施する意義が大きいとはいはず、積極的なマーケット・チェックが採用されていないことのみをもって、本株式併合における公正性の担保として不十分であることにはならないと考えられる。

#### (7) マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件

本株式併合においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する条件の設定（例えば、創業家と重要な利害関係を共通にしない一般株主が有する議決権総数の過半数が本株式併合に係る議案に賛成することを本株式併合の実施の前提条件とすること）は予定されていない。この点について、かかる条件を設定することが当社の一般株主の利益に資すると考える余地はあるものの、M&A指針では、既に買収者（本株式併合では創業家）の保有する対象会社の株式の保有割合が高い場合等においては、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件を設定することが、企業価値の向上に資するM&Aの成立を阻害してしまうおそれ等があるとの懸念もあるところ、常にかかる条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であり、対象会社の取締役会や特別委員会は、当該M&Aにおける具体的状況を踏まえて、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件の設定の有効性や弊害の有無等を総合的に判断し、その要否を検討することが望ましいとされている。

この点、本特別委員会としては、①創業家が当社の総議決権の 44.07%を既に保有しており、このような状況においてマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件を設定した場合には、上記の懸念が一定程度当てはまると考えられ、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件を設定することにより、かえって本株式併合に賛成した一般株主の利益を害する可能性があること、②上記(1)乃至(6)記載の他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、本株式併合に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性は確保されていると評価できること等を総合的に考慮すると、本株式併合において、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件が設定されていなくとも、本株式併合の手続の公正性は確保されていると判断することができる。

#### (8) 小括

以上を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、本株式併合においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式併合に係る手続は公正であると判断するに至った。

**4 (d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本株式併合の実施が一般株主にとって公正であるか否か**

上記(a)乃至(c)の検討内容のほか、当社の一般株主に悪影響を及ぼすおそれがある特段の事情は認められないことを踏まえ慎重に協議及び検討した結果、本株式併合は当社の一般株主にとって公正であると判断するに至った。

以上